

確定申告が 間違っていた時



確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。また、確定申告をしなければならぬのに、確定申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

【税額を多く申告していたとき】

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

各年分の法定申告期限(通常は、所得税および復興特別所得税は各年の翌年3月15日、個人事業者の消費税および地方消費税は各年の翌年3月31日)から5年以内に更正の請求書を作成し、所轄税務署に提出してください。

【税額を少なく申告していたとき】

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正する必要があります。

修正申告書は、税務署長による更正があるまでに作成し、所轄税務署に提出してください。

修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書提出する日(納期限)までに、延滞税と併せて納めてください。なお、修正申告によって納める税額には、法定納期限(平成30年分の所得税および復興特別所得税は3月15日(金)、個人事業者の消費税および地方消費税は4月1日(月))の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。

また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、加算税が賦課される場合があります。

【確定申告を忘れていたとき】

確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

なお、税務署長が決定を行う場合や申告期限に遅れて申告した場合などには、加算税が賦課される場合があります。か、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

【上記の手続きに当たって】

確定申告書、修正申告書および更正の請求書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。また、各種様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。

手続きなどについて、不明な点がありましたら国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

【問い合わせ先】

八雲税務署
☎0137-63-2148

日本脳炎ワクチン 定期予防接種を実施します



【平成31年度予防接種の実施について】

道内では、平成28年4月から定期予防接種として実施していますが、対象者が非常に多く、八雲町では数年をかけて計画的に接種を案内していきます。今年度接種いただく方へは個別に通知していきますので、ご確認のうえ接種を行ってください。また、道外在住時に定期接種を行い八雲町へ転入され、接種回数が残っている方は、お手数ですがご連絡をお願いいたします。接種日等を調整させていただきます。

【平成31年度接種対象年齢】

- 平成12年4月2日生
- 平成15年4月1日生
- 平成19年4月2日生
- 平成21年4月1日生
- 平成24年4月2日生
- 平成25年4月1日生

※ただし、7歳6カ月を過ぎると接種できません。

【接種会場】

- 八雲地域 シルバープラザ
- 八雲ユースプラザ (12歳以上の方)

【接種費用】

- 熊石地域 熊石国保病院
- 八雲町の実施 無料
- 町外医療機関 有料

(ただし、進学・長期里帰りなどの事情により、生活の居所が町外にある方で、八雲町の依頼による接種については、償還払い(払い戻し)が受けられます)

【その他】

今年度20歳になられる方に個別通知は送付しませんが、20歳になる日の前々日までは接種ができますので、希望する方はご連絡ください。

【予約・問い合わせ先】

- 保健福祉課健康推進係 (シルバープラザ内)
- ☎0137-64-2111
- 熊石総合支所住民サービス課
- ☎01398-2-3111